

公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱

令和7年(2025年)6月

〔平成17年1月策定〕

函 館 市

目 次

	ページ
はじめに	1
1 指定管理者制度導入にあたっての検討の視点	2
2 公の施設の設置条例の制定・改正および債務負担行為	3
(1) 公の施設の設置条例の制定・改正	3
(2) 設置条例に規定する事項	3
(3) 債務負担行為	3
3 候補者の募集に係る基本的な考え方	4
(1) 候補者の募集	4
(2) 申請資格	5
(3) 申請書等	10
(4) 指定期間	11
(5) 利用料金制	11
(6) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）	12
4 候補者の選定	13
(1) 指定管理者候補者選定委員会	13
(2) 選定方法	14
(3) 応募者に対するヒアリング	14
(4) 候補者の選定に係る特例措置	14
(5) 選定結果の通知・公表	16
(6) 仮協定の締結	16
(7) 指定議案	17
5 指定管理者の指定後の手続き	17
(1) 指定の通知および告示	17
(2) 協定の締結	17
(3) 協定の改定	23
(4) 事前準備	23
6 指定期間の満了	24
7 要綱の施行期日	24
評価基準	26
定例会予定案件資料 様式チェックシート	28
様式例	29
参 考	57

はじめに

公の施設の管理に民間部門の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの削減等を図ることを目的に、地方自治法が改正（平成15年9月2日施行）され、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げた「指定管理者制度」が創設された。

また、函館市においては、現在第3次行財政改革を推進している中で、限られた財源を有効に活用し、質の高いサービス提供や効率的な行政運営を実現していくため「民間に委ねることができるものは民間に委ねる」ことを原則に、アウトソーシングを積極的に推進していくこととしており、指定管理者制度を活用することにより、地域の振興および活性化等へつながることが期待されることから、平成16年5月に策定した「公の施設の指定管理者制度運用指針」に基づき、平成17年1月に「公の施設の指定管理者制度運用取扱要領」を策定し、全庁的に指定管理者制度の円滑な導入と統一した事務処理を行ってきたところである。

その後、平成18年4月からの指定管理者制度の本格導入に合わせ、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）および同条例施行規則（以下「手続規則」という。）を制定し、指定手続の透明性を高め、一層の明確化を図ったところであるが、このたび、それらの規定内容等を新たに加え、包括的な指定手続を定めるため、ここに改定版を策定するものである。

1 指定管理者制度導入にあたっての検討の視点

全ての公の施設について、下記の項目により、指定管理者制度に移行するか直営にするかを検討し、該当する施設については、指定管理者制度に移行することができるものと判断し、積極的に取り組むものとする。

なお、指定管理者制度を導入しようとする場合には、その導入する目的、効果等を明らかにし、制度導入についての市長決裁（総務部行政改革課合議）を、2の（3）に規定する「債務負担行為」の議案提出前までに得ているものとする。

- （1）法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がない。
- （2）民間事業者等に行わせることにより、市民ニーズにあった開館日や開館時間の拡大など、サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- （3）民間事業者等に行わせることにより、行政コストの削減が期待できる。
- （4）民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している。
- （5）施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等も行うことができる。
- （6）利用料金制を導入することにより、収益が期待できる施設である。

2 公の施設の設置条例の制定・改正および債務負担行為

(1) 公の施設の設置条例の制定・改正

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を公募，選定し，指定管理者の指定に係る議案（以下「指定議案」という。）を提出するため，遅くとも募集を開始する前の議会において，公の施設の設置条例（以下「設置条例」という。）の制定または改正を行うこととする。

現在，指定管理者制度を導入している施設について，次の指定管理者を募集する際に，次号に規定する事項（規則で定める供用時間等を含む。）を変更する場合も同様とする。

また，指定管理者の管理等の内容については，必要に応じ，設置条例の施行規則においても規定するものとする。

(2) 設置条例に規定する事項

設置条例に規定する事項は，次のとおりとする。

- ① 指定管理者に施設の管理を行わせる旨の規定
- ② 指定管理者が行う業務の範囲（施設の管理，使用許可など）
- ③ 管理の基準（利用の制限に関する事項などを含む，住民が公の施設を利用するにあたっての基本的条件）
- ④ 利用料金制を導入する場合は利用料金に関する事項
- ⑤ その他，適正な施設の管理を行ううえで必要な事項

(3) 債務負担行為

候補者を選定する際に，指定期間に関わらず，指定管理者の指定により管理費用の支払義務が生じる場合は，債務負担行為の議決が必要である。

公募する際には，応募者が提案する委託料についても選定の基準となり，その場合，委託料の判断基準を予算措置と考えることから，債務負担行為は公募の実施前，すなわち設置条例の改正と同じ時期に議決を得ていることとする。

また，公募せずに特定の団体を選定する場合（以下「特例措置」という。）につ

いても同様に、債務負担行為は選定委員会に諮る前、すなわち設置条例の改正と同じ時期に債務負担行為の議決を得ていることとする。

3 候補者の募集に係る基本的な考え方

(1) 候補者の募集【手続条例第2条第1項、手続規則第2条関係】

- ① 候補者の募集については、原則として公募とする。
- ② 施設の管理とあわせ、その施設において市の施策に関連する事業の代行や自主事業を展開させることが望ましい施設については、特別の条件を付し、募集できるものとする。
- ③ 原則として一施設ごとに行うこととするが、施設の効率的な管理や効果的な活用により、市民サービスの向上が図られると認められる場合は、複数の施設を一の指定管理者に一括し、募集することができるものとする。
- ④ 候補者の募集は、次に掲げる方法のうち、2以上の方法により行うものとする。
 - ア 広報紙に掲載する方法
 - イ インターネットを利用して閲覧に供する方法
 - ウ 市長等が定める場所において応募要領を配布する方法
 - エ 新聞等に掲載する方法
 - オ これらのほか、市長等が適当と認める方法
- ⑤ 応募要領には、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - ア 施設の概要
 - イ 申請の資格
 - ウ 申請の期間
 - エ 申請書に添付する書類
 - オ 選定の方法および基準
 - カ 管理の基準
 - キ 管理の業務の範囲および具体的内容

※ 管理の業務の範囲は、設置条例に規定したものとなるが、その具体

的内容も明示し、応募者が管理業務の計画書や管理に係る収支計画書などを作成するのに十分な情報を提供すること。

ク 管理を行わせる期間

ケ その他市長等が必要と認める事項

(例) 利用料金制に関する事項

- ・ 利用料金制の採用の有無
- ・ 利用料金の額に関する事項
- ・ 指定管理者が本市の承認を受けて利用料金を定めるときの本市との事前協議の方法等に関する事項

⑥ 募集に係る庶務は、公募を行う施設を所管する部局において処理する。

(2) 申請資格【**手続条例第2条第1項第2号および第2項、第4条、手続規則第3条関係**】

① 申請資格を定める場合は、不当に応募者を限定することにならないように施設の性質や目的に応じた必要最小限の内容とする。

② 具体的な申請資格として、次のとおりとする。

ア 団体であること

(ア) 法人格の有無は問わない

※ 複数の団体により構成されたグループで申請することもできるとし、グループで申請を行う場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請する。

また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めない。

(イ) 施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要であると認めるときは、当該団体の事務所の所在地に関し制限を付すことができるものとする。

事務所の所在地に制限を付す施設の考え方は、

- ・ 住民活動など各種活動の拠点施設として、地域に精通した団体による運営が望ましい施設であること
- ・ 施設を活用した各種事業の展開や施設利用者への対応などから、

地域に精通した団体による運営が望ましい施設であること

- ・ コミュニティ意識の醸成や住民活動の促進等の観点から、住民活力を生かしながら運営を図ることが望ましい施設であること
- など、効率性や市民サービス等の観点から、管理を地域に担わせることが望ましいかどうかを、施設ごとに判断することとする。

なお、事務所の所在地に制限を付す場合の優先順位の考え方としては、

- ・ 函館市内に主たる事務所を有する団体
- ・ 北海道内に主たる事務所を有し、函館市内に支店または営業所等の事務所を有する団体
- ・ 函館市内に支店または営業所等の事務所を有する団体とする。

※ 「事務所」

一般的には、団体の事業活動の中心である一定の場所をいい、団体の代表権、少なくとも、ある範囲内の独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われていることを必要とする。

※ 「主たる事務所」

事務所のうち、団体の活動や事務運営の中心をなす事務所をいい、法人の場合、本市においては、本社または本店をいうものとする。

(ウ) 当該施設を管理するうえで必要な資格を有していること

イ 消費税の適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）における適格請求書発行事業者としての登録を受けたまたは指定管理期間開始までに登録を受ける予定の団体であること

ただし、使用料施設のほか、施設の特性上、利用者が適格請求書（以下「インボイス」という。）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合、施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合はこの限りでない。

- ・ グループで申請を行う場合、グループを構成する団体全てが適格請求書発行事業者としての登録を受けたまたは指定管理期間開始までに登録を受ける予定の団体であること

※ 「適格請求書発行事業者の義務」

- ⑦ 適格請求書の交付
- ⑧ 適格返還請求書の交付

- ㊦ 修正した適格請求書の交付
- ㊧ 交付した適格請求書の写しの保存 など

ウ 団体およびその代表者（(キ)においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと（様式例１）

- (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
- (イ) 破産者で復権を得ない者
- (ウ) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者

地方自治法施行令（抄）
 （一般競争入札の参加者の資格）
 第１６７の４
 ２ 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後三年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (エ) 地方自治法第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けた日から５年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から５年を経過しない者

地方自治法（抄）
 （公の施設の設置、管理及び廃止）
 第２４４条の２
 １１ 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

※ 「指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不適当と認められる事情」

- ・ 被選定者が倒産、または解散したとき
- ・ 被選定者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明した

とき など

(オ) 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（①および②に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者

⑦ 議会の議員

⑧ 市長および副市長

⑨ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員

※ 「これらに準ずる者」

法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任とを当該法人に対して有する者をいう。

「公益社団・財団法人」、「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員は、これにあたる。

地方自治法（抄）

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第142条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第166条 副知事及び副市長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

2 第141条、第142条及び第159条の規定は、副知事及び副市長にこれを準用する。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会

二 選挙管理委員会

三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

四 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会
- (略)
- 6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号）第2条第6号に規定する暴力団員

※ 法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）
- (定義)
- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

③ 複数申請の禁止

一施設に対し、同一団体が複数の申請をすることはできないものとする。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできないものとする。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された

団体とする。

④ 申請期間

申請期間は、公募の開始の日から起算して50日間とする。ただし、市長が必要と認める場合（申請の際に提出する書類の作成上必要があると認められる場合または50日間を確保することが困難な場合など）は、これよりも延長しまたは短縮することができるものとする。

（３）申請書等【手続条例第３条，手続規則第４条関係】

申請書（規則別記様式）に次の書類を添えて提出させる。

また、応募者に対する説明会等については、当該応募者の中で不公平を招かないよう所管部局において適宜対応することとする。

- ① 申請の資格を有していることを証する書類
- ② 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- ③ 法人にあつては，当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては，同条第12項の証明書）
- ④ 事業計画書，施設の管理に係る収支計画書（評価基準の評価項目に該当する内容を提出させること）

※ なお，収入および支出額については，消費税込みの金額で計上し，支出については，申告納税する消費税額を「消費税」として計上させる。また，消費税の免税および簡易課税の対象事業者はその旨を記載させる。

ア 事業計画書の内容の例

- ・ 施設の管理に係る基本方針
- ・ 指定期間内の年度ごとの業務計画書
- ・ 業務の具体的実施要領
- ・ 人員体制

イ 収支計画書の提出方法

- ・ 指定期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書

- ⑤ この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書

- ⑥ 営利を目的とする法人にあつては、この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類

なお、⑤および⑥において、それらの書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出させる。

- ⑦ その他市長等が必要と認める書類

ア 賃金スライド制度における対象人件費計画額

(4) 指定期間

指定期間については、原則として管理業務を開始する日から起算して5年とする。ただし、施設の設置目的や性格等を考慮し、これにより難い施設については、この限りでない。

- ① 特例措置により公募せずに特定の団体を選定する施設 3年間
② 上記以外で特別な要素を勘案する必要のある施設 相当の期間

※「特別な要素を勘案する必要のある施設」

- ・ P F I 法の適用を受けて実施した事業等で、長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後の一定期間、管理運営を行うことを前提とした施設
- ・ 利用者との密接な人的関係が必要とされる福祉関連施設
- ・ 高度な専門性や特殊性が必要とされ人材確保が困難な施設 など

(5) 利用料金制

利用料金制については、利用料金が指定管理者の収入となることにより、当該施設の経営に直接反映できるため、指定管理者の創意工夫の余地が広がるとともに、コスト面の効率化やサービスの向上につながるなど、自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体および指定管理者の会計事務の効率化を図るなどの効果が期待できるため、施設の設置目的や現在の管理状況などを考慮しながら、施設ごとに、利用料金制の導入について検討するものとする。

なお、利用料金制を導入する場合は、利用料金の設定について、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が市の承認を受け、設定するものとする。

地方自治法（抄）
（公の施設の設置、管理及び廃止）
第244条の2
8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

また、施設の利用にあたって収納した前納の利用料金については、利用する日に当該施設を管理している指定管理者の収入とし、指定管理期間終了の年度において、次期指定管理期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者へ引き継ぐものとする。

（６）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

使用料等（利用料金・自主事業による収入含む）を徴収した取引相手からインボイスの交付を求められた場合、指定管理者または市はインボイスを交付し、その写しを保存しておく義務があることから、指定管理者と調整し対応することとする。

なお、インボイス制度の対応が必要な施設については、業務処理要領（業務仕様書）に指定管理者の業務として明記する。

【インボイス交付の可否】

	指定管理者が 適格請求書発行事業者である場合		指定管理者が 適格請求書発行事業者でない場合	
登録者名称・ 登録番号	指定管理者	市	指定管理者	市
①使用料	○ (媒介者交付特例)	○ (代理交付または 市による直接交付)	×	○ (代理交付または 市による直接交付)
②利用料金 および自主事業	○	×	×	×

- ① 使用料については、本来は徴収事務の委託元である市がインボイスを交付しなければならないが、指定管理者の名称・登録番号による交付する「媒介者交付特例」、または、指定管理者の名称と市の名称・登録番号を併記して交付する「代理交付」により、指定管理者がインボイスを交付することができる。

- ② 利用料金および自主事業については、徴収した金銭は指定管理者に帰属するため、取引相手にインボイスの交付を求められたときには、指定管理者の名称・登録番号によりインボイスを交付する必要がある。

なお、市の名称・登録番号による交付はできない。

(媒介者交付特例)

業務を委託する事業者（委託者）が媒介または取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者および媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者が、自己の氏名または名称および登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができる。

- 適格請求書（写）等の保存：委託者および媒介者等の双方において、交付した適格請求書の写しまたは電磁的記録を保存する。

(代理交付)

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは委託者であることから、本来、委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければならない。

このような場合、受託者（適格請求書発行事業者に限らない。）が委託者を代理して、委託者の氏名または名称および登録番号を記載した、委託者の適格請求書を相手方に交付することも認められる。

- 適格請求書（写）等の保存：受託者は、交付した適格請求書の写しまたは提供した電磁的記録を委託者に送付する。

4 候補者の選定

(1) 指定管理者候補者選定委員会

- ① 候補者の選定を行うため、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- ② 選定委員会は、総務部長、財務部長および外部の識見を有する者をもって組織する。
- ③ 指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する部局は、申請団体から提出された書類を精査し、必要事項を十分に整理したのち、選定委員会に諮ることを申し出るものとする（特例措置により選定する場合を除く）。
- ④ 選定後は、選定結果を応募者全員に通知し、選定理由を公表する。
- ⑤ 選定委員会は非公開とする。
- ⑥ 選定委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

※ 特例措置により選定する場合は、（４）における市長決裁を得ているもの

であり、原則として選定委員会での審査等は不要とする。

（２）選定方法【手続条例第５条関係】

選定委員会は、申請資格を有する応募者の中から、別に定める評価基準（P 2 6 参照）に基づき、総合的な観点により、最も適当と認められる団体を候補者として選定することとし、その具体的方法は次のとおりとする。

- ・ 総合点数方式

評価基準の各項目について点数化し、総合点数により評価する。

※ 選定委員会による選定は、採決方式による選定の対象となるものを除き、原則、総合点数方式によることとする。

（総合点数方式により選定するものの事例）

- ・ 複数の応募があった場合
- ・ 新規施設を公募により選定する場合
- ・ 既存施設で現指定管理者以外の１団体から応募があった場合

- ・ 採決方式

評価基準の各項目に基づき、当該団体が指定管理者として適当かどうかを判断する。

（対象） ・ 既存施設を公募により選定することとしたもののうち、応募者が現指定管理者１団体のみで、引き続き適正な管理が継続されると指定管理者候補者選定委員会が判断した場合

- ・ その他採決方式により選定すべきと判断した場合

（３）応募者に対するヒアリング

選定委員会は、必要に応じ、応募者に対してヒアリングを実施し、提出書類の内容等について説明を受けるものとする。

（４）候補者の選定に係る特例措置【手続条例第６条関係】

次のいずれかに該当するときは、特例措置により候補者を選定することができ

るものとする。ただし、②、③および④の場合については、特例措置のほか、あらたに公募するか、または市が直接管理するかについても判断するものとする。

なお、特例措置により選定しようとする場合には、更新の場合においても、特例措置により選定することについての市長決裁（総務部行政改革課合議）を２の（３）に規定する「債務負担行為」の議案提出前までに得ているものとし、原則として選定委員会による審査等は不要とする。

また、市の施策と密接に関連する事務事業を実施している市の出資団体等を市の政策推進上の観点等から特例措置により指定している施設であっても、競争原理の導入による管理運営のさらなる効率化やサービス向上のほか、民間事業者の受注機会の拡大等の観点から公募化の可能性について常に検討を行うものとする。

① 施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき

※ 「特に必要があると認められるとき」

- ・ 施設設置時の経緯などから特定の者を指定する必要がある施設
- ・ 地縁による団体（地方自治法第２６０条の２第１項）や、それらの連合体など、地域の住民グループ等に管理を行わせることが、施設の設置目的等に照らして効果的・効率的と考えられる施設
- ・ ＰＦＩ法の適用を受けて実施する事業等で、長期契約を前提とした事業方式等により公の施設を設置し、設置後一定の期間、管理を行う者が限定されている施設
- ・ 施設の管理運営やサービスの提供に関し、専門性や特殊性を有するため、管理を行う者が限定される施設、または特定の者を指定する必要がある施設（「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」「実績のある者が他にないこと」「実績が豊富であること」等のみをもって適用できない。）
- ・ 当該施設の廃止や経営形態の変更が予定または検討されている施設
- ・ 市の政策推進上の観点、または経済合理性、その他特段の事由により、特定の者を指定する必要がある施設

② 指定の申請がなかったとき、または選定委員会による審査の結果、候補者として選定することができなかったとき

③ 候補者を指定管理者として指定することができなくなり、または著しく不相当と認められる事情が生じたとき

ア 公募で選定した場合は、既に応募があった団体の中から総合得点の高い順から優先的に選定するものとする。

イ 特例措置で選定した場合は、あらためて適当と認める団体を選定する。

ウ 再度の選定を行うとき、または直接管理とするときは、指定をしないこととした被選定者および既に応募があった団体に対し、その旨を通知するものとする。

※ 「指定管理者として指定することができなくなり、または著しく不相当と認められる事情」

- ・ 被選定者が倒産、または解散したとき
- ・ 被選定者が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したときなど

④ 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消されたとき

ア 公募で選定した場合は、既に応募があった団体の中から総合得点の高い順から優先的に選定するものとする。

イ 特例措置で選定した場合は、あらためて適当と認める団体を選定する。

ウ 再度の選定を行うとき、または直接管理とするときは、指定を取り消した被選定者および既に応募があった団体に対し、その旨を通知するものとする。

(5) 選定結果の通知・公表

選定を行ったときは、速やかにその結果を全ての応募者に通知するとともに、選定理由を公表する。(様式例2-1, 2-2および2-3)

(6) 仮協定の締結

候補者の選定後、指定の議案発送前に候補者と仮協定を締結するものとし、議会の議決をもって、当該仮協定書を本協定の協定書とする。(様式例3)

(7) 指定議案【手続条例第7条第1項関係】

① 指定議案の提出時期

指定議案は、指定管理者が施設の管理業務を開始する前に、議決を得る必要がある。

なお、施設の供用開始日前に、準備行為として事前の準備を指定管理者に行わせるときは、指定管理者が準備行為を開始する前に、指定の議決を得る必要がある。

② 指定議案の記載内容

指定議案の内容は、次のとおりとする。(様式例4-1または4-2)

ア 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および位置

イ 指定管理者となるべき団体の住所、名称および代表者の氏名

ウ 指定期間

③ 指定議案の提出方法

一施設につき、一議案とする。

ただし、複数の施設を一の指定管理者に一括して行わせる場合は、それを一議案とする。

5 指定管理者の指定後の手続き

(1) 指定の通知および告示【手続条例第7条第2項、第3項関係】

指定の議決を得たときは、指定管理者を指定し、その旨を指定管理者に通知(様式例5)するとともに、函館市公告式条例により告示することとする。(様式例6)

なお、指定の告示の内容について改定したときは、指定の議決を要する場合を除き、変更の告示は要しないものとする。

(2) 協定の締結【手続条例第8条、手続規則第5条関係】

管理に係る細目的事項や本市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結することとし、協定で定める事項は、次のとおりとする。

なお、PFI法の適用を受けて実施した事業等であって、これに基づき作成さ

れた契約は協定とみなすことができるものとする。

① 管理の業務の内容に関する事項

被選定者が提出した管理業務の計画書に記載されたもの（指定期間、管理業務の内容など）

② 市が支払うべき管理費用に関する事項

ア 管理費用の年度ごとの額

イ 管理費用の支払時期および支払方法

ウ 管理費用の額等の変更方法

エ 賃金水準の変動への対応について

別に定める「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」に基づくものとする。

オ その他必要と認めるもの

③ 管理の業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

（個人情報の保護に関する法律第66条第1項および第2項）

また、管理業務の処理にあたり、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置については、次に掲げる事項を規定する。

ア 基本的事項

イ 秘密の保持

ウ 適正管理

エ 目的外利用等の禁止

オ 複写および複製の禁止

カ 個人情報の返還等

キ 事故の報告

ク 報告

ケ 罰則および損害賠償

コ 立入検査等

サ 派遣労働者

個人情報の保護に関する法律（抄）

（安全管理措置）

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

④ 自主事業に関する事項

施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で自主事業を実施することができる。ただし、その実施にあたっては、事前に市に自主事業計画書を提出し、承認を得なければならない。

【参考】管理業務と自主事業の区分

業務または事業の性質	協定書 (処理要 領・仕様) 記載有無	設置目 的の範 囲内か 否か	業務内容	管理に係 る収支計 画への計 上の要否
管理業務 指定管理委託料または施設の利用者から徴収する利用料金、参加費、入場料、その他の収入を充てて実施する、指定管理者が行う業務として条例に規定された業務。	○	○	市が実施を義務付ける業務	○
			指定管理者の企画提案により実施することを義務付ける業務	
自主事業 指定管理者が、施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業またはその業務。	×	○	施設の設置目的内の事業または業務	× (但し、自主事業で得られた利益を計上してもよい)
		×	行政財産の目的外使用許可による事業または業務	

⑤ 事業計画書および収支計画書に関する事項

指定管理者は、申請時の事業計画書および収支計画書（以下「事業計画書等」という。）を踏まえ、毎年度市が指定する期日までに次年度の事業計画書等を提出し、市の確認を得るものとする。なお、内容の変更を行う場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

⑥ モニタリングに関する事項

別に定める「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」に基づき

以下のとおり実施するものとする。

ア 各種報告書によるモニタリング

(ア) 指定管理者は、事業報告書、定期報告書、業務日報などにより、日常的、定期的に行う業務の状況を記録することにより、施設の管理運営状況、経営状況等を把握するとともに、自己評価し、課題の迅速な改善に努めるものとする。

(イ) 市は、事業計画書、協定書および管理業務処理要領等に基づき、指定管理者が適正な管理運営を行っているかについて、事業報告書、定期報告書、業務日報などの各種報告書により、その内容を確認する。

イ 実地調査によるモニタリング

市は、事業報告書および定期報告書等の書類による確認とともに、定期的に実地調査を行い、現地での業務遂行状況について確認を行うものとする。

また、実地調査の実施によって、指定管理者の自己申告情報である事業報告書の信頼性の確保を図る。

ウ 利用者アンケートの実施

利用者の意見や要望を把握するため、当該施設において提供されるサービスに関する利用者アンケートを実施する。なお、施設の性格や設置目的等により実施することが、困難な場合は施設所管課と協議の上、省略することができる。

エ 管理運営状況の評価

(ア) 指定管理者は、毎年度終了後に事業報告書の作成と同時に自己評価を行い、市に提出するものとする。

(イ) 市は、指定管理者から提出された事業報告書および自己評価に基づき、指定管理者に対する実績評価を行い指定管理者に通知する。

オ 評価の公表

指定管理者が行う管理業務の透明性向上や施設設置者としての説明責任を果たすため、業務の内容や実績評価等について毎年度6月末までに施設所管部局においてホームページで公表する。

⑦ 関係法令等の遵守に関する事項

管理業務を遂行する上で、手続条例、手続規則や設置条例、同条例施行規則のほか、特に以下の法令の遵守に留意するものとする。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとする。

ア 地方自治法 244 条第 2 項および第 3 項

地方自治法（抄）
（公の施設）
第 244 条
2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 函館市情報公開条例第 23 条第 1 項および第 2 項

函館市情報公開条例（抄）
（指定管理者の情報公開）
第 23 条 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法 244 条第 1 項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。
2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

⑧ 備品等の取り扱いに関する事項

市が貸与している備品等が経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなったとき、または、新たに必要となった備品等は、必要に応じて市が購入または調達する。

指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務実施の用に供することができ、当該備品等は、指定管理者に帰属する。

⑨ 管理上発生する責任分担に関する事項

市と指定管理者の管理業務に関する責任の分担については、リスクマネジメントの観点のもとより、施設の性格や規模等から適切に設定する必要がある。

このうち、物価の変動によるリスク分担については、原則として指定管理者の負担とするが、指定管理者の収支計画に多大な影響を与える可能性がある物

価の変動については、施設の特性を踏まえつつ、市民サービスの低下にならないよう、実態を踏まえ指定管理者と協議のうえ、総合的に判断するものとする。

（この場合において、所管部局は必要に応じて総務部行政改革課および財務部財政課との協議が必要）

⑩ 事故発生時の報告等に関する事項

⑪ 管理業務の委託の禁止等に関する事項

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせてはならないが、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合はこの限りではない。

⑫ 指定の取消し等に関する事項

施設の所管部局においては、指定管理者の指定を取り消す場合は、当該事由の重大性、当該事由が発生した原因（正当事由の有無）、処分を行った場合の当該施設の運営と市民に対する影響の大きさ、他の指定管理者に対する措置との公平性等の観点から、次の内容を検討し、公平・適切な処分を行う。

（ア）処分の実施の判断

（イ）処分の程度（指定取消し、業務全部停止、業務一部停止）

（ウ）処分の時期と処分後の施設の管理方法（指定管理者の指定を取り消した場合でも、処分の効力の発生時期を次の指定管理者の指定後とするなど）

※ 取消し等の事由

- ・ 地方自治法第244条の2第10項の規定による報告の要求または調査に対して、これに応じず、または虚偽の報告をし、もしくは調査を妨げたとき
- ・ 地方自治法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき
- ・ 設置条例、設置条例の施行規則または協定に定める規定に違反したとき
- ・ 明示する申請資格を失ったとき
- ・ 申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

- ・ 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能または著しく困難になったとき
- ・ 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ・ 管理業務が行われないうとき など

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

⑬ 損害賠償に関する事項

⑭ 利用料金に関する事項（利用料金制を導入する場合）

ア 利用料金の額に関する事項

イ 指定管理者が本市の承認を受けて利用料金を定めるときの本市との事前協議の方法等に関する事項

ウ その他必要と認める事項

⑮ その他必要と認める事項

ア ネーミングライツに関する事項（ネーミングライツを導入する場合）

別に定める「函館市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」に基づくものとする。

（３）協定の改定

協定で定めた事項については、次に掲げる特別の事情がある場合に限り、指定管理者と協議し、協定を改定することができる。

※ 「特別の事情がある場合」

- ・ 委託料の額が変更になった場合
- ・ 利用料金に関し、設置条例の規定を改正する場合

- ・ 開館時間，休館日等の管理の基準に関し，設置条例の規定を改正する場合
- ・ 施設の一部を新設し，または廃止する場合
- ・ その他管理を行ううえで重大な変更があった場合 など

(4) 事前準備

指定管理者は，自己の責任と負担により，業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前に準備を行い，市または前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとする。

6 指定期間の満了

指定期間が満了し，引き続き指定管理者に施設の管理を行わせる場合は，あらためて，公募等により指定の手続を実施する。

この場合，指定期間が満了する前に，指定期間満了後の指定管理者に係る指定の議決を得ておく必要がある。

7 要綱の施行期日

この要綱は，平成17年1月25日から施行する。

この要綱は，平成18年6月28日から施行する。

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

この要綱は，平成21年5月1日から施行する。

この要綱は，平成21年7月1日から施行する。

この要綱は，平成24年11月5日から施行する。

この要綱は，平成25年3月19日から施行する。

この要綱は，平成26年1月27日から施行する。

この要綱は，平成26年5月9日から施行する。

この要綱は，平成27年1月26日から施行する。

この要綱は，平成27年3月6日から施行する。

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

この要綱は、令和3年7月29日から施行する。

この要綱は、令和3年3月17日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

評価基準

共通項目		配点
1 施設設置の目的が達成できるか		40
(視点の例) ・施設の設置目的に合致した方針か ・施設の管理業務について十分理解しているか ・施設の保守管理、衛生管理は適正に行われるか ・管理業務に関連する法令等について理解し、遵守が見込まれるか ・経理処理は適正になされるか ・市への必要な報告や市の実地調査、市からの指示に適正に対応できるか ・市からの委託事業は、効果的な内容で提案しているか ・施設管理に必要な人員を確保しているか（資格者を含む） ・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか など		
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか		40
(視点の例) ・市民の平等利用についてどのような考え方があるか ・障害者等への対応は十分に図られるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・具体性をもった利用促進策を考えているか ・サービス向上の独自への取り組みはあるか ・積極的な情報発信を行おうとしているか ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・定期的な自己評価を行うか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・職員の育成・資質向上について、どのような考え方があるか ・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか など		
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか		30
(視点の例) ・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・過度・過小な積算をしていないか ・必要な経費は全て計上されているか ・当該管理業務に対する経営努力があるか など		
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか		30
(視点の例) ・受託への意欲・熱意が感じられるか ・指定管理者制度の趣旨を理解しているか ・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・団体の安定性・継続性はあるか ・団体運営における法令等を遵守しているか ・役割分担など確実性・妥当性があるか（グループ申請の場合） など		
5 緊急時対応などが確立されているか		20
(視点の例) ・災害等緊急時に対する方針、体制が確立されているか ・事故防止に向けた取り組みを行っているか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か ・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか ・利用者の安全管理体制や対策は十分か など		
6 個人情報保護の適正な管理が図られるか		10
(視点の例) ・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか（個人情報を扱う施設） ・個人情報の保護について十分に理解しているか（団体運営における考え方を含む） など		

7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40
(視点の例) ・従業員の給与が高い水準にあるか ・従業員の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件(労働時間、健康管理、労災保険、雇用保険等)はどうか ・指定期間終了後における従業員の雇用について、どのような考え方か ・(団体において)就業規則などは整備されているか ・(団体において)正規雇用者の雇用に積極的か ・(団体において)正規雇用・非正規雇用の構成はどうか など	
8 環境に配慮した経営を行っているか	10
(視点の例) ・ISO14001を取得しているか ・環境に配慮した経営について、独自の考え方はあるか ・(団体において)環境配慮の活動(取組)実績はあるか など	
9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10
(視点の例) ・(団体において)障害者等の雇用に積極的か ・(団体において)男女共同参画の取り組みを図っているか ・(団体において)福祉活動の実績はあるか など	
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20
(視点の例) ・(団体において)どのような地域活動の実績があるか ・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか ・施設が設置されている地域へどのような貢献が図られるか	
11 個別項目(施設の特性に応じ、各部局で設定)	50
(例) ・効果的な自主事業の提案であるか ・適正な収納管理体制が図られるか ・第3者に委託する場合の業者選定、指導・監督体制は確立されているか ・(利用許可を与える場合)申請受付・許可業務が適正に行われるか ・(利用料金制を導入する場合)金額の設定は妥当か ・市の施策や市が求める提案等に対して柔軟に対応できるか ・管理業務開始までの準備体制は十分か ・地元雇用に積極的か ・団体独自のノウハウを発揮できるものはあるか など	
12 提案金額の比較について ※ 応募者が1団体のみの場合は削除	200
・最低提案金額/提案金額×200点	
合計	500
(応募者が1団体のみの場合)	(300)

◎5段階評価し総得点により評価する。

- A：優秀である (配点×1.0)
- B：満足できる (配点×0.8)
- C：平均的である (配点×0.5)
- D：物足りない (配点×0.2)
- E：劣っている (配点×0)

最高点の応募者が複数となった場合、委員全員による投票によって選定する。

なお、投票によっても同得票となり、決しない場合は、選定委員会委員長が決する。

◎その他の選定方式

採決方式により選定する場合は、本評価項目により当該団体が指定管理者に適しているかを評価する。

定例会提出予定案件資料 様式チェックシート

管理する施設数	指定管理者候補者	公募・特例の別	応募団体数	該当様式	
1 施設	単独	公募	3 団体以上	4－4 【公募（3 団体以上）の場合】	
			2 団体	4－4 【公募（2 団体）の場合】	
			1 団体	4－4 【公募（1 団体，総合点数方式による選定）の場合】	
				4－4 【公募（1 団体，採決方式による選定）の場合】	
		特例		4－4 【特例の場合】	
	グループ	公募	3 団体以上	4－5 【公募（3 団体以上）の場合】	
			2 団体	4－5 【公募（2 団体）の場合】	
			1 団体	4－5 【公募（1 団体，総合点数方式による選定）の場合】	
				4－5 【公募（1 団体，採決方式による選定）の場合】	
		特例		4－5 【特例の場合】	
複数の施設		公募	3 団体以上	4－6 【公募（3 団体以上）の場合】	
			2 団体	4－6 【公募（2 団体）の場合】	
			1 団体	4－6 【公募（1 団体，総合点数方式による選定）の場合】	
				4－6 【公募（1 団体，採決方式による選定）の場合】	
		特例		4－6 【特例の場合】	
		※ グループの団体を選定する際は，様式中のイおよびエ以降の項目について，4－5を参考にすること。			

様式例 1（誓約書）

誓 約 書

申請者およびその代表者（7においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 5 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（②および③に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ① 議会の議員
 - ② 市長および副市長
 - ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

年 月 日

	所在地または代表者の住所
申請者	名称
	代表者の氏名
	電話 — —

函館市長 様

様式例 2－1（選定結果通知書例：公募による被選定者）

（公 文 記 号）

年 月 日

（被選定者） 様

函館市長 印

公の施設に係る指定管理者候補者の選定結果について

函館市指定管理者候補者選定委員会で選定した結果、貴社（団体）を
（公の施設の名称）の指定管理者候補者に選定しましたので通知します。

※総合点数方式の場合

（総合点数） 貴社（団体）の総合点数 点（合計 点中）

※採決方式の場合

（理由）

函館市 部 課 係
担当 電話 0 1 3 8 — —

様式例 2－2（選定結果通知書例：特例措置による被選定者）

（公 文 記 号）

年 月 日

（被選定者） 様

函館市長 印

公の施設に係る指定管理者候補者の選定結果について

函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 2 項の規定により審査した結果，貴社（団体）を（公の施設の名称）の指定管理者候補者に選定しましたので通知します。

（理由）

函館市 部 課 係
担当 電話 0 1 3 8 — —

様式例 2－3（選定結果通知書例：他の応募団体）

（公 文 記 号）

年 月 日

（他の応募団体） 様

函館市長 印

公の施設に係る指定管理者候補者の選定結果について

函館市指定管理者候補者選定委員会で選定した結果、貴社（団体）は（公の施設の名称）の指定管理者候補者に選定されませんでしたので通知します。

※総合点数方式の場合

（総合点数） 貴社（団体）の総合点数 点（合計 点中）

（被選定者の総合点数 点）

※採決方式の場合

（理由）

函館市 部 課 係
担当 電話 0 1 3 8 — —

様式例 3（本協定締結通知書例）

（公 文 記 号）

年 月 日

（被選定者） 様

函館市長 印

（公の施設の名称）の管理に関する本協定の締結について（通知）

年 月 日付けで締結した（公の施設の名称）の管理に関する仮協定について、貴社（団体）を指定管理者に指定する旨の函館市議会の議決を得たので、年 月 日付けで当該仮協定を本協定とします。

記

本協定締結日 年 月 日

函館市 部 課 係
担当 電話 0 1 3 8 — —

様式例 4－1（議案例：1 施設の管理を単独の指定管理者に行わせる場合）

年

第 回市議会定例会 議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について
次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

年 月 日提出

函館市長 ○ ○ ○ ○

1 公の施設の名称および位置

名称

位置

2 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所

名称

代表者の氏名

3 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

（根拠規定）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項

様式例 4－2（議案例：複数の施設の管理を単独の指定管理者に一括して行わせる場合）

年

第 回市議会定例会 議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

年 月 日提出

函館市長 ○ ○ ○ ○

1 （公の施設名）および（公の施設名）の指定管理者

（1）公の施設の名称および位置

その 1

名称

位置

その 2

名称

位置

（2）指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所

名称

代表者の氏名

（3）指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

（根拠規定）

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項

様式例 4－3（議案例：1施設の管理をグループの指定管理者に行わせる場合）

年

第 回市議会 議案第 号

公の施設の指定管理者の選定について
次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和 年 月 日提出

函館市長 ○ ○ ○ ○

1 公の施設の名称および位置

名称

位置

2 指定管理者の名称ならびにその構成団体の住所、名称および代表者の氏名

(1) 指定管理者の名称（申請時のグループ名を記載）

(2) 構成団体

代表団体 住所

名称

代表者の氏名

住所

名称

代表者の氏名

3 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

（根拠規定）

地方自治法第244条の2第6項

様式例 4－4（定例会提出予定案件資料例：1施設の管理を単独の指定
管理者に行わせる場合）

（通し番号） 公の施設の指定管理者の指定について

(1)（指定管理者制度導入施設）の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称

位置

イ 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所

名称

代表者の氏名

ウ 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

【公募（3団体以上）の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

a

b

c

(イ) 評価内容

評価基準に基づき，○名の選定委員が個別に評価・採点を行
い，その平均点数が最も高かった団体を候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価		
			※指定する 団体名	A	B
1	施設設置の目的が達成できるか	40	○○		

2	市民の平等利用が確保され, 市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇		
3	収支計画は, 管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇		
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇		
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇		
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇		
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇		
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇		
9	障害者の雇用など, 福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇		
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇		
11	個別事項(〇〇が図られるか 等)	50	〇〇		
12	提案金額の比較について	200	〇〇〇		
合 計		500	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【公募(2団体)の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

a

b

(イ) 評価内容

評価基準に基づき，〇名の選定委員が個別に評価・採点を行い，その平均点数が最も高かった団体を候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価	
			※指定する 団体名	※落選した 団体名
1	施設設置の目的が達成できるか	40	〇〇	
2	市民の平等利用が確保され, 市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇	
3	収支計画は, 管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇	
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇	
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇	
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇	
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇	
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇	
9	障害者の雇用など, 福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇	
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇	
11	個別事項(〇〇が図られるか 等)	50	〇〇	
12	提案金額の比較について	200	〇〇〇	

合 計	500	〇〇〇	〇〇〇
-----	-----	-----	-----

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし (完全利用料金制)

【公募（1団体，総合点数方式による選定）の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

〇〇〇〇

(イ) 評価内容

評価基準に基づき，〇名の選定委員が個別に評価・採点を行い，適当と認められるため候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価
			※指定する 団体名
1	施設設置の目的が達成できるか	40	〇〇
2	市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇
3	収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇

8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇
9	障害者の雇用など,福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇
11	個別事項(〇〇が図られるか 等)	50	〇〇
合 計		300	〇〇〇

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【公募(1団体,採決方式による選定)の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

〇〇〇〇

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い,適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【特例の場合】

エ 候補者の選定

特例措置を適用し,当該団体を候補者とした。

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし (完全利用料金制)

様式例 4－5（定例会提出予定案件資料例：1施設の管理をグループの
指定管理者に行わせる場合）

（通し番号） 公の施設の指定管理者の指定について

(1)（指定管理者制度導入施設）の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称

位置

イ 指定管理者の名称ならびにその構成団体の住所，名称および代
表者の氏名

(ｱ) 指定管理者の名称

（グループ名）

(ｲ) 構成団体

代表団体 住所

名称

代表者の氏名

住所

名称

代表者の氏名

ウ 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

【公募（3団体以上）の場合】

エ 候補者の選定

(ｱ) 応募団体の名称

a

b

c

(イ) 評価内容

評価基準に基づき，〇名の選定委員が個別に評価・採点を行い，その平均点数が最も高かった団体を候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価		
			※指定する グループ名	A	B
1	施設設置の目的が達成できるか	40	〇〇		
2	市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇		
3	収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇		
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇		
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇		
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇		
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇		
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇		
9	障害者の雇用など，福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇		
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇		
11	個別事項（〇〇が図られるか 等）	50	〇〇		
12	提案金額の比較について	200	〇〇〇		
合 計		500	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【公募(2団体)の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

a

b

(イ) 評価内容

評価基準に基づき、〇名の選定委員が個別に評価・採点を行い、その平均点数が最も高かった団体を候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価	
			※指定する グループ名	※落選した 団体名
1	施設設置の目的が達成できるか	40	〇〇	
2	市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇	
3	収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇	
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇	
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇	
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇	
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇	

8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇	
9	障害者の雇用など,福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇	
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇	
11	個別事項(〇〇が図られるか 等)	50	〇〇	
12	提案金額の比較について	200	〇〇〇	
合 計		500	〇〇〇	〇〇〇

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【公募(1団体,総合点数方式による選定)の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

〇〇〇〇

(イ) 評価内容

評価基準に基づき,〇名の選定委員が個別に評価・採点を行い,適当と認められるため候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価
			※指定する グループ名
1	施設設置の目的が達成できるか	40	〇〇
2	市民の平等利用が確保され,市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇
3	収支計画は,管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇

4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇
9	障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇
11	個別事項(〇〇が図られるか 等)	50	〇〇
合 計		300	〇〇〇

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【公募(1団体、採決方式による選定)の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

〇〇〇〇

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし (完全利用料金制)

【特例の場合】

エ 候補者の選定

特例措置を適用し，当該団体を候補者とした。

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし (完全利用料金制)

様式例 4－6（定例会提出予定案件資料例：複数の施設の管理を単独の
指定管理者に一括して行わせる場合）

（通し番号） 公の施設の指定管理者の指定について

(1)（指定管理者制度導入施設）の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

その 1

名称

位置

その 2

名称

位置

その 3

名称

位置

イ 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所

名称

代表者の氏名

ウ 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

【公募（3 団体以上）の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

a

b

c

(イ) 評価内容

評価基準に基づき，〇名の選定委員が個別に評価・採点を行い，その平均点数が最も高かった団体を候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価		
			※指定する 団体名	A	B
1	施設設置の目的が達成できるか	40	〇〇		
2	市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇		
3	収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇		
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇		
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇		
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇		
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇		
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇		
9	障害者の雇用など，福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇		
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇		
11	個別事項（〇〇が図られるか 等）	50	〇〇		
12	提案金額の比較について	200	〇〇〇		
合 計		500	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【公募(2団体)の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

a

b

(イ) 評価内容

評価基準に基づき、〇名の選定委員が個別に評価・採点を行い、その平均点数が最も高かった団体を候補者とした。

評価基準		配点	評価	
			※指定する 団体名	※落選した 団体名
1	施設設置の目的が達成できるか	40	〇〇	
2	市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇	
3	収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇	
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇	
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇	
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇	
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇	

8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇	
9	障害者の雇用など,福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇	
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇	
11	個別事項(〇〇が図られるか 等)	50	〇〇	
12	提案金額の比較について	200	〇〇〇	
合 計		500	〇〇〇	〇〇〇

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【公募(1団体,総合点数方式による選定)の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

〇〇〇〇

(イ) 評価内容

評価基準に基づき,〇名の選定委員が個別に評価・採点を行い,適当と認められるため候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価
			※指定する 団体名
1	施設設置の目的が達成できるか	40	〇〇
2	市民の平等利用が確保され,市民サービスの向上が図られるか	40	〇〇
3	収支計画は,管理運営上支障のない内容となっているか	30	〇〇

4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	〇〇
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	〇〇
6	個人情報保護の適正な管理が図られるか	10	〇〇
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	〇〇
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	〇〇
9	障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	〇〇
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	〇〇
11	個別事項(〇〇が図られるか 等)	50	〇〇
合 計		300	〇〇〇

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし(完全利用料金制)

【公募(1団体、採決方式による選定)の場合】

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

〇〇〇〇

(イ) 評価内容

評価基準に基づき審査を行い、適当と認められるため候補者とした。

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし (完全利用料金制)

【特例の場合】

エ 候補者の選定

特例措置を適用し，当該団体を候補者とした。

オ 管理委託料

〇〇〇千円

(委託料が「なし」の場合)

なし (完全利用料金制)

様式例 5（指定通知書例）

（公 文 記 号）

年 月 日

（被選定者） 様

函館市長 印

公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり貴社（団体）を本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

記

1 管理を行わせる施設の名称および所在地

2 管理を行わせる期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

（1）

（2）

（3）

4 利用料金に関する事項（利用料金制を導入する場合）

5 その他

管理業務の細目的事項等については、別途締結する協定により定めるものとします。

函館市 部 課 係

担当 電話 0 1 3 8 — —

様式例 6（指定告示例）

函館市告示第 号

次のとおり（公の施設の名称）の指定管理者を指定した。

年 月 日

函館市長 ○ ○ ○ ○

1 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

2 指定の期間

年 月 日から 年 月 日まで

（公の施設）

- 第 2 4 4 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。
- 2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

- 第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

総行行第 8 7 号
平成 1 5 年 7 月 1 7 日

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号。以下「改正法」という）は、平成 1 5 年 6 月 6 日に成立し、同月 1 3 日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成 1 5 年 7 月 1 7 日付け総行行第 8 6 号、総行公第 3 9 号、総財公第 6 1 号、総財務第 7 1 号、1 5 文科高第 2 7 5 号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第 2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第 2 4 4 条

の 2 第 3 項関係)

- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第 2 3 1 条の 3）、不服申立てに対する決定（第 2 4 4 条の 4）、行政財産の目的外使用許可（第 2 3 8 条の 4 第 4 項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第 2 4 4 条の 2 第 3 項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第 2 4 4 条の 2 第 6 項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第 2 4 4 条の 2 第 4 項関係）
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。
なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
ア 住民の平等利用が確保されること。
イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の削減が図られるものであること。
ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第 2 4 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第 2 4 4 条の 2 第 8 項及び第 9 項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第 2 4 4 条の 2 第 7 項関係）

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（改正法附則第1条関係）
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第2条関係）

〔参考 3〕

函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条第 1 項に規定する公の施設（以下「施設」という。）に係る指定管理者（法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長、公営企業管理者または教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 申請書に添付する書類
- (5) 選定の方法および基準
- (6) 管理の基準
- (7) 管理の業務の範囲および具体的内容
- (8) 管理を行わせる期間
- (9) その他市長等が必要と認める事項

2 市長等は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが必要であると認めるときは、当該団体の事務所の所在地に関し制限を付すことができる。

(申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長等が定める申請書に次に掲げる書面を添えて、申請の期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 申請の資格を有していることを証する書類
- (2) 管理の業務の計画書（以下「事業計画書」という。）
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長等が定める書類

(指定管理者となることができない団体)

第 4 条 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（第 2 号および第 3 号に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなるものは、指定管理者となることができない。

- (1) 議会の議員
- (2) 市長および副市長
- (3) 法第 180 条の 5 の規定により市に設置されている委員会の委員
および委員

(候補者の選定)

第5条 市長等は、第3条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当であると認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- (4) その他市長等が施設の設置目的を達成するために必要があると認めるものとして別に定める基準

(選定の特例)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の規定にかかわらず、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき。
- (2) 第3条の規定による申請がなかったとき、または前条の審査の結果、指定管理者の候補者として選定することができなかったとき。
- (3) 指定管理者の候補者を指定管理者として指定することができなくなり、または著しく不適当と認められる事情が生じたとき。
- (4) 指定管理者が法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消されたとき。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、当該団体に対し、第3条に規定する書類の提出を求め、前条各号に掲げる選定の基準により審査するものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、第5条または前条の規定により選定した団体を、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、速やかに、当該団体に通知しなければならない。

3 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。その指定を取り消したときも、同様とする。

(協定の締結)

第8条 前条第1項の規定により指定された指定管理者は、市長等と次に掲げる事項について施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 管理の業務の内容に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第4号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

〔参考４〕

函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

施行規則

（趣旨）

第１条 この規則は、函館市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年函館市条例第４５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募の方法）

第２条 条例第２条第１項の規定による公募は、次に掲げる方法のうち、２以上の方法により行うものとする。

- (1) 広報紙に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) 市長が定める場所において応募要領を配布する方法
- (4) 新聞等に掲載する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

（申請の資格等）

第３条 条例第２条第１項第２号の申請の資格は、当該団体およびその代表者が次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けた日から５年を経過しない者
- (5) 指定管理者に指定することができなくなり、または著しく不適当と認められる事情により指定管理者の候補者の取消しを受けた日から５年を経過しない者

２ 市長は、前項に定めるもののほか、施設の管理に当たって必要と認める場合は、当該施設についての申請の資格を定めるものとする。

３ 条例第２条第１項第３号の申請の期間は、公募の開始の日から起算して５０日間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、延長し、または短縮することができる。

（指定申請書等）

第４条 条例第３条の申請書は、別記様式によらなければならない。

２ 条例第３条第５号の市長が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（地方自治法第２６０条の２第１項の認可を受けた地縁による団体にあっては、同条第１２項の証明書）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （協定の締結事項）

第５条 条例第８条第４号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業報告に関する事項

- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 管理上発生する責任分担に関する事項
- (4) 事故発生時の報告等に関する事項
- (5) 管理業務の委託の禁止等に関する事項
- (6) 指定の取消し等に関する事項
- (7) 損害賠償に関する事項
- (8) 利用料金に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 5 日規則第 88 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所

申請者 名称

代表者の氏名

電話 — —

（公の施設の名称）の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては，当該法人の登記事項証明書（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあっては，同条第12項の証明書）
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあっては，この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

〔参考 5〕

函館市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 本市における指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者。以下同じ。）の候補者の選定について、公平かつ適正に実施するため、函館市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 選定委員会は、指定管理者を指定しようとする公の施設を所管する部局長（以下「所管部局長」という。）からの申出により、事業計画書その他の書類を審査し、その公の施設の条例の目的を達成するために最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者として選定する。

（組織）

第 3 条 選定委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は外部の識見を有する者（以下「外部委員」という。）のうち委員の互選により 1 人を定め、副委員長は総務部長をもって充て、委員は財務部長および外部委員（委員長に定められた者を除く。）をもって充てる。

3 外部委員は 5 人以内とし、その任期は、2 年以内とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 外部委員は、再任されることができる。

（委員長および副委員長）

第 4 条 委員長は、委員会を総理し、会務を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた者がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、選定委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第 6 条 選定委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 5 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 6 月 2 1 日から施行する。